

平成25年度 法制対策部事業報告

1 活動方針

- (1) 会員相互の共通課題や現場での諸問題を明らかにし、その解決策を探るとともに、会員相互の連帯意識の高揚と組織の強化に努める。
- (2) 保護者や友好団体との交流を図るとともに、行政関係とも協力しつつ、開かれた支部活動を推進する。
- (3) 時期を得た要望活動に努め、その達成を期する。

2 事業内容

月	日	事業名	活動内容
5	8日	局長 部長会	事業計画、予算配分
	16日	支部理事会	事業計画
	17日	県法制対策部長会①	県活動及び事業計画、役員選出等
6	24日	第1回法制対策部会	今年度事業計画の確認
	下旬	第1回職場集会	平成25年度の要望事項案の賛否について
8	3日	教育を語る会 (情宣部と共催44名参加)	演題「教育諸問題について」 講師：愛教研顧問弁護士 武田秀治氏
	20日	県法制対策部長会② 教育法令研修会	法令研修 (学校教育と法律)
10	18日	県法制対策部長会③	要望事項についての話し合い
11	上旬	第2回職場集会	市に対する要望について
12	上旬	市へ要望提出	要望事項をまとめ、市へ提出
	17日	教育懇談会	対市要望に対する市からの回答説明
1	上旬	第3回職場集会	次年度の要望について意見交換
	29日	支部職場代表者会 (33名参加)	市からの回答について説明等 今年度の反省と来年度の計画
2	14日	法制対策部会 (文書による回収)	今年度の反省
	20日	県法制対策部長会④	今年度の反省と来年度の計画

3 今年度の反省と来年度への志向

- 教育を語る会では、「教育諸問題について」という演題で、愛教研顧問弁護士の武田秀治氏の講話を拝聴した。いじめ問題、学校事故、教師の権利保護、給食費校納金未納者への対応等、学校における諸問題に対応する方法についてご指導いただいた。会員からは、積極的に質問や意見が出され、充実した会となった。
- 対市要望の職場集会の開催時期が遅れ、要望事項を十分検討する時間がなかった。これに伴って、市との教育懇談会時期が遅れたため、要望事項を前もって市へ提出し、市との教育懇談会において、要望事項説明後すぐに、市からの回答書を受領するという方法で行った。結果的には、市としてこの方法（要望事項を先に提出し、懇談会時に回答する方法）の方がよいということになり、来年度も開催時期は早めるものの、懇談方法は今年度方式で継続していきたいと考えている。また、要望に対する回答については、長年の要望事項であった管理費需用費内での流用を許可していただくなど、大きく前進することができた。